

---

# 一般廃棄物処理計画への災害廃棄物に関する 事項の追加に係る検討

---

令和7年12月15日

環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室



# 目 次

- 1. 一般廃棄物処理計画等に基づく災害廃棄物処理に係るこれまでの検討状況について**
- 2. 一般廃棄物処理計画への災害廃棄物に関する事項の追加について**

---

## 1. 一般廃棄物処理計画等に基づく災害廃棄物処理に係るこれまでの検討状況について

---

# 一般廃棄物処理計画等に係る制度化について

※第2回災害廃棄物対策推進検討会 資料5「制度的対応の検討状況について」より再掲



## 令和7年3月 今後の巨大地震や集中豪雨等の発生に備えた災害廃棄物対策の更なる取組の方向性

(災害廃棄物対策推進検討会)

### (1) 災害廃棄物処理計画・災害支援協定の制度化

- 国は、市町村における平時の一般廃棄物処理と発災時の災害廃棄物処理の一体性と連動性を高めることにより市町村の災害廃棄物処理計画の実効性をより高める観点から、**市町村の災害廃棄物処理計画の制度化**（市町村の法定計画である一般廃棄物処理計画への非常災害時の施策に関する規定事項の追加）を検討する。
- 国は、災害時支援協定の締結・活用の実効性を高める観点から、地方自治体（都道府県・市町村）による（災害廃棄物処理計画に基づく）**災害支援協定の締結に関する制度化**を検討する。
- 国は、**一般廃棄物処理の委託基準（再委託）に係る災害時特例**（廃棄物処理法施行令第4条第3号）の活用が困難な事例の整理、同特例の拡充を検討する。

## 令和7年6月 今後の廃棄物処理制度の検討に向けた中間取りまとめ（廃棄物処理制度小委員会）

### ② 一般廃棄物処理計画・災害支援協定に基づく災害廃棄物処理に係る特例措置等の整備

- 市町村における、平時の一般廃棄物処理と発災時の災害廃棄物処理の一体性と連動性を確保することにより、災害廃棄物処理計画の実効性をより高める観点から、法定計画である**一般廃棄物処理計画の規定事項へ、非常災害時の廃棄物処理に関する事項を追加することを検討すべき**である。その際、例えば、市町村地域防災計画に災害時の廃棄物処理に関する事項を記載する一体策定や、複数の自治体が共同して災害廃棄物処理計画を策定する共同策定など、地方分権改革における考え方を踏まえた柔軟な制度運用となるよう、国から自治体に周知・助言すべきである。
- 市町村だけでは対応が難しい災害廃棄物対応について、他の自治体はもとより民間事業者・団体等との連携を行うことで、より円滑な災害廃棄物対応が可能になることから、こうした自治体及び民間事業者・団体との災害支援協定の締結・活用を促進する観点から、災害廃棄物処理計画に基づく**災害支援協定の締結を、自治体の努力義務**とすることを検討すべきである。その際、災害の規模・種類や被災自治体の体制に応じて柔軟な対応が可能となるよう都道府県と連携した広域的な枠組みでの協定締結を可能とするなど、柔軟な制度運用となるよう国から自治体に周知・助言すべきである。
- 適正処理の確保及び責任の所在の明確化を前提に、災害支援協定に基づき当該自治体から委託を受けた民間事業者等が災害廃棄物処理を行う場合に、**一般廃棄物処理の委託基準（再委託）を合理化する災害時特例**を措置することを検討すべきである。

# 災害廃棄物処理計画等に係る制度的措置のポイント（まとめ）

※第2回災害廃棄物対策推進検討会 資料5「制度的対応の検討状況について」より再掲



- ✓ 平成27年法改正により、平時の備えから発災時の対応まで災害廃棄物対策が強化され、特に平時の備えに  
関し、国の基本方針・都道府県の廃棄物処理計画への非常災害時の廃棄物処理に係る規定事項の追加  
や国、都道府県、市町村、事業者等の関係者の適切な役割分担と相互連携について規定された。
- ✓ いまだ災害廃棄物処理計画・災害支援協定が未策定・未締結の市町村が存在するが、一般廃棄物処理のBCPの観点から、発災時に切れ目なく、連続性をもって対応できるよう、平時から準備しておくことが重要。
- ✓ また、自治体規模等によって、支援を前提とした廃棄物処理体制の構築が必要となることから受援にあたって必要な災害廃棄物処理の情報や受援体制を含む災害廃棄物処理計画を策定しておくことが有効。
- ✓ そこで、平成27年法改正では未措置であった市町村の一般廃棄物処理計画への非常災害時の廃棄物処理に係る規定事項の追加、災害支援協定の制度化が必要。
- ✓ 一方で、これらの制度的措置にあたっては、特に小規模自治体における対応が課題。
- ✓ 災害廃棄物処理計画について、市町村における一体策定や共同策定の事例があり、計画策定にあたっては自治体の規模や平時の処理体制に応じて、柔軟な運用が可能。
- ✓ 災害支援協定について、都道府県、地域ブロックを超える広域的な連携協定の事例があり、協定締結にあたっては、都道府県、地域ブロック、地域ブロックを超える枠組みを活用することで、柔軟な運用が可能。
- ✓ これらの事例の横展開や各種対策に資する情報提供に加え、特に広域的な枠組みでの調整・連携は自治体だけでは遂行困難と考えられることから、今後は専門支援機関による支援と組み合わせた対応が必要。

以下について、引き続き検討を行う。

- 災害廃棄物処理計画、災害支援協定の実効性向上に資する情報の整理や協定のひな形の作成等を行い、災害廃棄物対策指針や災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン等の改定により情報発信する。
- 専門支援機関による支援方策を検討する。

## 本日の検討事項

### ✓ 一般廃棄物処理計画への非常災害事項の追加に係る検討

第2回検討会  
における委員  
からの御意見

- 受援体制整備の必要性は理解するが、**体制整備の手法として計画の義務化は必要か（論点1）。**
- 閣議決定文書である「計画策定等における地方分権改革の推進について～効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド～」に沿った検証が必要。
- 一廃計画の中に災害非常時の必要事項を盛り込むという点は合理的。
- 災害対応は省庁の縦割りではなく一体性を考慮して行うべき。
- 本件は、計画策定を求めなければ法目的が達成できない例外的なケースであることを強調することが必要。**
- 計画が必要だとしても、他の計画（地域防災計画等）との一体策定の事例があることに鑑み、**一般廃棄物処理計画への記載の義務付けではなく、他の手法による意思表明の手段も認めるべき（自由度を認めるべき）（論点2）。**
- 例えば、地域で協議会を設立し合意を形成したり、都道府県計画との連携や広域連携による共同策定など、柔軟な仕組みの検討が必要。
- 災害は自治体では総合行政であり、**災害廃棄物処理は廃掃法のみならず、避難や復興の方針も関係することから、そうした総合行政を妨げないような仕組みにすることも必要。**
- 策定できていない自治体の実情などを踏まえ丁寧に支援等をするべき（論点3）。**

---

## 2. 一般廃棄物処理計画への災害廃棄物に 関する事項の追加について

---

# 災害廃棄物処理計画において記載されている内容の例

- 災害廃棄物処理計画において記載されている内容は、以下の事項等がある。（例：熊本市）
- これらは市町村自らが一般廃棄物処理の一環として把握しているものであり、都道府県での詳細把握は困難。

## 一般廃棄物処理施設の処理能力

災害時にはどの施設が被災しているのか、その結果として処分キャパシティはどの程度になっているのか、など、実態を把握するなどの際に必要な情報となる。

図 1-2 一般廃棄物処理施設の位置図



## 協定締結先

災害時には、協定締結先との迅速な連携が重要となる。

表 2-6-① 災害廃棄物等に関する応援協定（行政）※主な協定を抜粋

協定書名	締結日	協定相手方
九州九都市災害時相互応援に関する協定	平成 7 年 12 月 28 日	北九州市、福岡市、佐賀市、長崎市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市
21 大都市災害時相互応援に関する協定	平成 24 年 4 月 1 日	札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市
九州 3 指定都市災害廃棄物の処理における相互支援に関する協定	平成 29 年 6 月 1 日	北九州市、福岡市

表 2-6-② 災害廃棄物等に関する応援協定（民間）

協定書名	締結日	協定相手方
災害時応急活動に関する協定	平成 21 年 5 月 8 日	一般社団法人熊本県産業資源循環協会
災害時応急活動に関する協定	平成 21 年 5 月 8 日	熊本市一般廃棄物処理業協同組合
災害時応急活動に関する協定	平成 22 年 6 月 28 日	一般社団法人熊本県解体工事業協会

## 仮置場の確保・設置に関する事項

一次仮置場・二次仮置場の設置のための調整を一から開始することは非常に困難であり、時間も要することから、事前に調整・検討を行っておくことが重要。

（仮置場の場所そのものを災害廃棄物処理計画に明示することは必須ではないが、事前に検討・調整しておくことは重要）

### （2）一次仮置場の設置

本市では、原則として既設のごみステーションを一次仮置場とするが、別途必要に応じて、収集車の出入りが可能で周辺の迷惑にならない場所で、かつ、地元住民が土地の管理者の同意を得た場合であれば設置することができる。

表 3-9 二次仮置場候補地

名称	所在地	概算面積 (ha)	所有者及び管理者
戸島塵芥埋立地	東区戸島町 1543 番地外	7.2	市
扇田環境センター敷地内	北区賀町 1567 番地	1.0	市
旧城南町焼却施設跡地	南区城南町下宮地	0.5	市

## し尿、避難所ごみ、災害廃棄物の発生量推計

自治体の特性に応じた災害廃棄物の発生量推計を事前にやっておくことにより、災害廃棄物処理を実施するにあたっての見通しを迅速に立てることが可能となる。

表 3-1 し尿の発生量推計

災害の種類	避難者数	し尿原単位	し尿発生量
地震	57,946 人（最大値）	1.7 L/人・日	98,508 L/日

※避難者数は、表 1-1 を参照

表 3-2 仮設トイレの必要数

災害の種類	避難者数	し尿原単位	収集頻度	仮設トイレの便槽容量	必要数
地震	57,946 人	1.7 L/人・日	3 日/1 回	約 150 L/基	1,970 基

表 3-4 避難所ごみの発生量推計

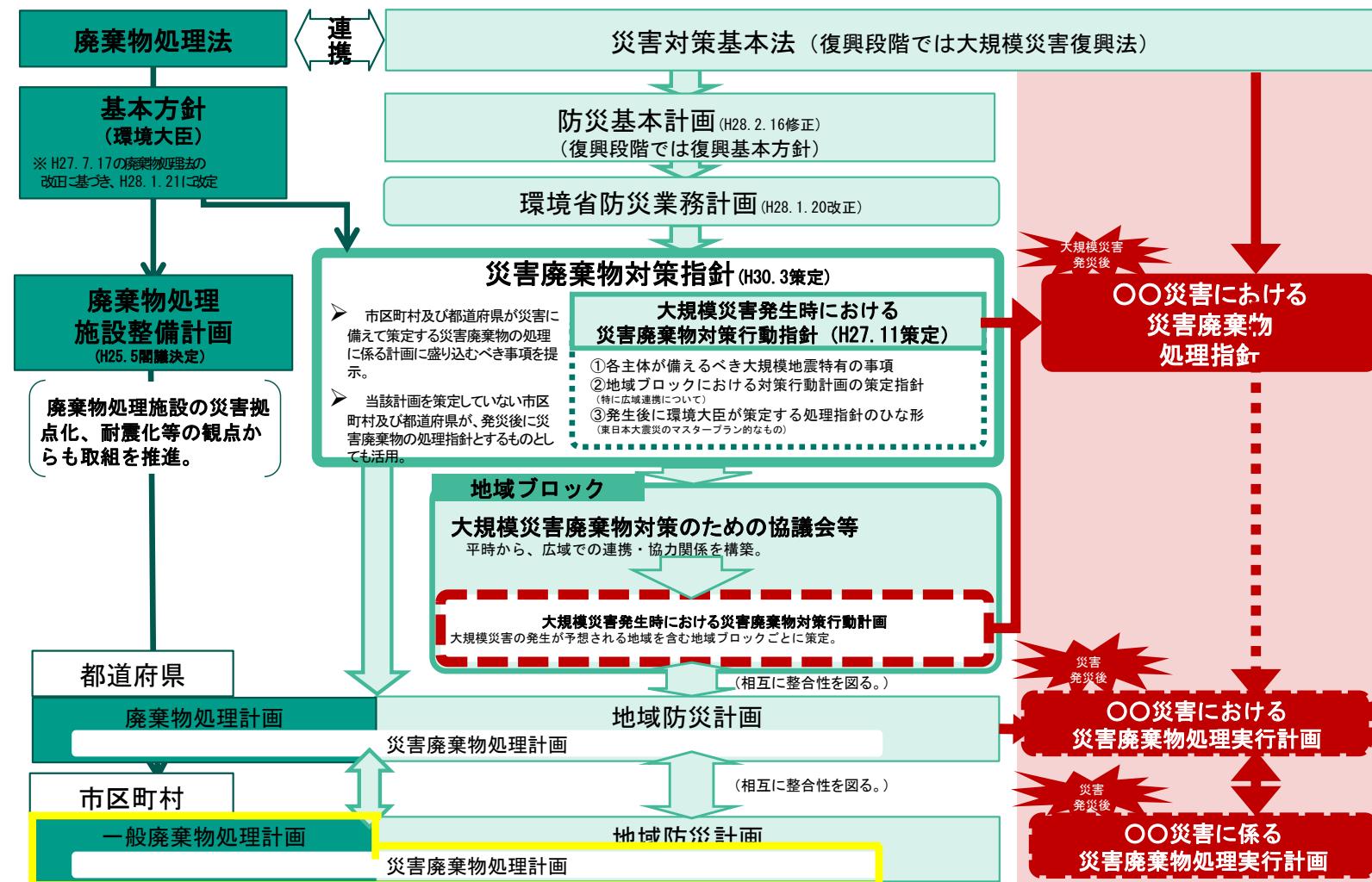
災害の種類	避難者数	原単位	発生量
地震	57,946 人（最大値）	555 g/人・日	32.2 t/日

表 3-6 災害廃棄物の発生量（推計例）

区分	被災棟数	発生原単位	災害廃棄物量
全	3,003 棟（最大値）	117 t/棟	351,351 t
半	9,343 棟（最大値）	23 t/棟	214,889 t
合計	12,346 棟（最大値）	—	566,240 t

## ナビゲーションガイドに沿った検討①（他の計画との体系の明確化）

- ナビゲーションガイドにおいては「当該行政分野及び密接に関連する行政分野にわたる計画等の体系図を作成するなど、概観を把握できるようその計画等に係る体系について明らかにするよう努める」ことが求められている。
- 平成27年の廃掃法及び災対法改正において、災害廃棄物処理に関する事項については整理済であり、今回位置づけようとする記載はその整理に基づき、一般廃棄物処理計画中に災害廃棄物処理に関する事項を位置づけるもの。他の計画とは重複がないことを確認するとともに、すでに9割近くの自治体において策定済であるなど、効率的で計画的な行政の推進に有効な手法であることを改めて確認した。



## ナビゲーションガイドに沿った検討②（計画によらざるを得ない理由）

- ナビゲーションガイドにおいては「計画等の形式によらざるを得ない理由を地方公共団体に示すものとする。」とされている。
- これを踏まえ、**今回実施しようとする施策の効果を得るために既存の法定計画への記載事項追加（義務化）の形式によらざるを得ない理由**について、整理を行った。

災害時において膨大な災害廃棄物処理業務を被災自治体単独で行うことは極めて困難であることから、**災害廃棄物処理の円滑化・迅速化**のためには、**全国的な支援・受援体制を整備することが必要**。

（特に、災害対応のマンパワーの少ない小規模自治体ほど必要）



受援を受けるため（支援を行うため）には、**被災自治体における平時的一般廃棄物処理の状況や、協定締結先、仮置場の設置・確保に関する事項について、自治体としての意思決定が必要であり、そのためには、計画という手法が求められる**。（情報だけではなく、被災自治体における方針の確定が重要である）



**これらの情報に係る計画上の記載を義務化しなければ、災害が発生した際に計画未策定自治体が生じかねず、当該自治体に対する支援を十分に行なうことが困難となり、災害廃棄物処理の遅延等の支障が生じうる。**

- ※ 計画義務化以外の手法による災害廃棄物処理体制の確保の可能性も検討したが、いずれも適切に体制を確保することは困難であることが分かった。（次スライド）
- ※ 計画という形を取ることは、意思決定の工程を明確化し、緊急時に混乱を招かないようにするため、行政上重要。



これらの理由から、**災害廃棄物処理**に関しては、**一般廃棄物処理計画における記載事項として義務化することが必要である**。

## ナビゲーションガイドに沿った検討③（計画策定と他の手法の比較）

- ナビゲーションガイドにおいては「計画等の形式によらざるを得ない理由として、・計画等以外の代替案との比較結果・計画策定等に係る負担（行政のコスト）の見込み・負担と効果の見込みの比較結果などを示すことが考えられる」「既存の計画との統廃合等に努める」とされている。
- これを踏まえ、各種手法との比較や統合の可能性の検討を行ったところ、既存の法定計画である一般廃棄物処理計画における災害廃棄物に係る事項追加は、専門支援機能・機関の支援も前提とすると追加的な負担は小さく効果は大きいこと、一方で他の計画への記載事項追加は困難であることを確認した。

	一般廃棄物処理計画の記載事項とする	各市町村の地域防災計画の記載事項とする	都道府県における廃棄物処理計画の記載事項とする	協議会における体制整備
計画等以外の代替案との比較結果	災害時の支援に必要な情報を、既存の法定計画である一般廃棄物処理計画の記載事項のひとつとして一体的に計画としてまとめておくことにより、災害時に他の自治体からの支援受け入れを円滑に行うことができる。	各市町村での検討の結果、地域防災計画の中に災害廃棄物対策を一体的に位置付ける形を取ることは問題ないものの、地域防災計画における義務化をした場合、一般廃棄物処理施設の位置、仮置場の確保・設置に関する事項など、一般廃棄物処理に関する事項について、改めて書き込むことが必要となり、非効率。	都道府県レベルの計画には、各市町村の一般廃棄物処理が平時どのように行われているかといった、支援に必要な各自治体の個別の情報を含めることは困難であり、災害時の他エリアの自治体からの支援受け入れ時に必要な情報を集約することは困難。（仮に集約を行うとなると、市町村から聞き取りをしなければならず、かえって自治体の負担が増える）	協議会は、同地域内でのコネクション形成や連携の検討には有効であるが、各自治体の一般廃棄物処理に係る情報を取りまとめるといった機能は有しておらず、災害時の他エリアの自治体からの支援受け入れ時に必要な情報を集約することは困難。（仮に集約を行うとなると、市町村から聞き取りをしなければならず、かえって自治体の負担が増える）
計画策定に係る負担（行政のコスト）の見込み	すでに86%の市町村が災害廃棄物処理に関する事項について記載しており、未記載の自治体に対しては、専門支援機能・機関による支援を予定していることから、追加的な負担は小さく抑えることができる。	地域防災計画は、一般廃棄物処理計画と同様、すでに義務化されているが、上記のとおり、どちらかで義務化する必要があるのであれば、一般廃棄物処理計画のほうが比較的合理的。	仮に当該取組において、各自治体における災害廃棄物処理に関する事項を取り扱う場合、県が市町村の一般廃棄物処理（自治事務）について管理することとなり非効率。	仮に当該取組において、各自治体における災害廃棄物処理に関する事項を取り扱う場合、一般廃棄物処理についての実態共有も必須となり非効率。
負担と効果の見込み	追加的な負担については、専門支援機能・機関による支援などにより小さく抑えることができ、高い効果が期待できる。	地域防災計画の記載事項として新たに位置づけることになり、現時点で、別の計画として策定している市町村に改めて対応を求めるこになってしまふ。	都道府県レベルでは災害廃棄物処理に関する事項について計画策定が義務付けられているものの、必要な情報整理には有効ではなく、効果が薄い。	他の自治体等からの支援に必要な情報等を整理するという観点では効果は薄い。

## 災害廃棄物処理計画策定にあたっての自由度

- 災害廃棄物処理に関する事項について、一般廃棄物処理計画以外の計画に記載している事例が存在。
- これらについては、災害廃棄物処理に関する事項が一般廃棄物処理計画における記載事項として法定化されたとしても、現行の形式を変更する必要はなく、一般廃棄物処理計画において、「災害廃棄物に関する事項については、〇〇計画に記載」などのように記載していただくなど、**一定の自由度を確保する予定**。
- ただし、災害廃棄物処理に関しては、一般廃棄物処理計画の記載事項との関連が強く、一体性が重要であることから、他の計画において位置づけられている場合でも、その観点は重要であることに留意。

### 他の計画との一体策定の事例

・福島県三春町（人口約1.6万人）では、地域防災計画の資料編に災害廃棄物処理計画の節を設け、庁内体制や関係者との連絡体制に関する記述が充実しており、また、災害廃棄物発生量、仮置場候補地等が示されている。



こうした場合においては、**一般廃棄物処理計画への再度の記載を求めるることはせず**、  
例えば、一般廃棄物処理計画において、「災害廃棄物に関する事項については、〇〇  
計画に記載」などのように記載していただければ問題ないこととするなど、**意思表明**  
にあたっての手法はある程度自由度を持たせることを想定している。

### 一般廃棄物処理計画との一体性の確保

災害廃棄物処理にあたっては、一般廃棄物処理計画に記載されている事項（一般廃棄物処理施設の場所とキャパシティ、平時のごみの回収場所等）の情報が重要。

特に、**受援の上で必須となる情報については、小規模自治体における計画策定においても、必ず準備することが必要**。

**全国都市清掃会議** ※令和6年度災害廃棄物対策推進検討会における関係者ヒアリングより

災害時に廃棄物処理を実行するため自治体における受援体制の計画が必要。受援がうまくいかず、支援が滞っている。

これまでの災害を通して、**受援自治体が平時の生活ごみや、し尿の具体的な回収、収集情報、集積場所、回収ルート、発生量等を把握しておらず、また、仮置場が選定されていない自治体もあり、人員と機材を投入しても有効活用できない**。平時における処理計画の策定・改定時に、受援を受ける前提で、資料を整えたり、どう支援を有効活用するのか検討することが必要。

## 本措置により発生しうるその他懸念事項への対応

- 一般廃棄物処理計画への項目追加により発生しうる懸念事項について、以下のように確認・検討を行った。
  - 広域処理の取組を阻害するのでは
    - 普段から都道府県と分担しており災害時も同様。また、市町村が取り組むべき課題も多い。
  - 防災計画と別途策定すると連携を阻害するのでは
    - 廃棄物は専門知識が必要で、別途策定が必要。なお、他の防災計画等との連携は重要。

### 市町村単位での計画の義務付けは、むしろ広域連携の取組を阻害するのではないか？

広域処理（都道府県レベルでの調整）と、一般廃棄物処理（市町村レベルでの調整）は、通常時から都道府県と市町村で分担されており、災害時にも同様に分担することが合理的。

また、災害時には支援が必要なことは事実であるが、県による広域処理がすべての課題の解決にはならず、市町村が主体的に取り組むべき課題も多い（し尿・避難所ごみ、片付けごみなど廃棄物の回収経路等確保、処理施設の復旧など）。これらを踏まえると、一般廃棄物処理計画（市町村単位もしくは処理組合単位）での対応が合理的。

### 地域防災計画における記載と別途策定してしまうことで、防災の担当がそれを認識できないなど、防災の取組を阻害するのではないか？

廃棄物処理は、防災全体とは異なる専門的知識（廃掃法への理解、廃棄物処理に関するノウハウ、関係事業者とのコミュニケーション）が必要である。

上記のノウハウを有する者、すなわち廃棄物処理担当者が防災担当を兼任するとは必ずしも限らず、むしろ、廃棄物処理担当者が災害廃棄物処理計画を策定することが適当。

なお、他の防災計画等との連携は重要であり、一体策定等も問題ない。（前頁のとおり）

## 災害廃棄物に関する事項について未記載の自治体への支援

- 災害廃棄物に関する事項については、令和5年度末時点で86%の市町村が記載済であり、記載済自治体の中には小規模自治体も含まれている。
- しかしながら、現時点未記載の自治体のうち、約9割が人口3万人未満の自治体であり、マンパワー不足や専門知識の不足により※記載が進まない実態がある。※一般廃棄物処理実態調査より
- こうした小規模自治体に対しては、地域間協調WG等で検討中の下記の各種支援施策を実施するとともに、本措置と同時に制度措置予定の専門支援機能・機関により支援を予定。

### グッドプラクティス等の情報発信

- 規定項目について最新の知見を提供するとともに、計画での記載例を示すなど自治体にとって利用しやすい技術資料とすべく、「災害廃棄物対策指針」や「災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン」等を改定する。

#### ＜グッドプラクティス例＞

常陸大宮市（人口約3.5万人）災害廃棄物処理計画  
(令和4年2月)

➤ 支援内容を一覧化した上で、支援主体を整理

支援内容（例）	学識 経験者	他自治体	事業者団体 民間事業者	NGO/NPO ボランティア
対応方針検討、各種業務調整等	○ <sup>※1</sup>			
実行計画作成の補助等	○ <sup>※1</sup>	○ <sup>※1</sup>		
発注に係る設計・積算補助等	○ <sup>※1</sup>			
契約事務補助等	○ <sup>※1</sup>			
災害報告書、査定資料等の作成補助等	○ <sup>※1</sup>			
生活系ごみ等の収集運搬、分別作業等	○	○	○	
発災後の対応状況等に係る情報収集	○			
仮置場における管理状況の監督等	○	○		
避難所や仮置場等の状況に係る情報収集	○		○ <sup>※2</sup>	
窓口問合せ対応等	○			
住民への広報（分別等）				○

※1 専門的な知識や過去の経験を有する者

※2 避難所におけるごみの分別指導等

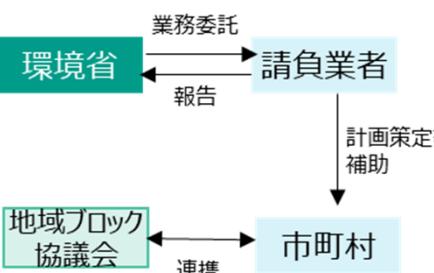
### 協定に係るひな形等の提供

- 協定の締結に向けて必要な情報、自治体の実際の協定をもとに、協定書、要請書、報告書等のひな形、情報管理フォーマットを作成。
- 協定の内容等に応じた協定の締結主体についても整理し、上記と合わせて、災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン等の改定を行う。

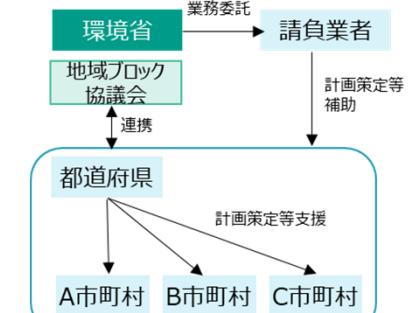
### モデル事業の実施

- 都道府県が中心となり、都道府県内の全市区町村で災害廃棄物に関する事項を記載。
- 都道府県を中心に、市町村や県内関係団体等の参加する協議会を開催し、発災時の都道府県の役割や近隣市区町村との連携、仮置場候補地の選定や民間事業者との協定等を検討。それを踏まえ、都道府県内全体で実効性の高い災害廃棄物処理体制を構築。

#### 【従来のモデル事業】



#### 【新たなモデル事業】



## 記載を求める事項のうち、特に優先度の高い項目

- 災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドラインにおいて記載を求めていたり又は実効性向上のため重要と示している事項は、全11項目。
- 一方で、いつ起こるかわからない災害に、全国いずれの自治体でも対応できるよう速やかに準備しておく必要があることから、本措置にあたっては、**被災自治体の受援体制構築及び受援にあたって必要な情報について、特に優先度高い記載事項**としていく。

### 従来示している記載すべき事項・実効性向上のために重要な事項

災害廃棄物処理計画を策定・点検する際のチェックリスト  
(災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン(環境省)より抜粋)

- ①府内体制の確立
- ②スケジュール検討
- ③発生量推計
- ④広報
- ⑤片付けごみ対応
- ⑥仮置場の確保・設置
- ⑦仮置場の管理・運営
- ⑧処理・処分
- ⑨計画の点検・共有・改定
- ⑩関係者との連携
- ⑪人材育成

### 本措置にあたり優先的に規定する事項

#### ＜被災自治体の受援体制構築に係る情報＞

- 応援を要請する業務内容、業務遂行に必要な機材等
- 災害廃棄物処理に係る災害支援協定締結先等の支援要請先・支援内容に関する情報

#### ＜受援にあたって必要な情報＞

- 仮置場候補地※、仮置場の管理・運営方法  
※計画に明記するか否かは地域の実情による

#### ■ 災害廃棄物処理に関する情報

- ・ 処理体制・既存廃棄物処理施設の情報(事業者、処理能力、処理対象物、平時処理量等)

一廃計画の中  
で既に記載済

### 一般廃棄物処理計画で規定すべき事項(「ごみ処理基本計画策定指針」(環境省 廃棄物対策課))

- (1) ごみの発生量及び処理量の見込
- (2) ごみの排出の抑制の方策に関する事項
- (3) 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分
- (4) ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- (5) ごみの処理施設の整備に関する事項
- (6) その他ごみの処理に関し必要な事項

# まとめ

一般廃棄物処理計画への災害廃棄物処理に関する事項の追加について、以下の論点について検討を行った

## ■ 論点1：体制整備の手法として計画の義務化は必要か

- 閣議決定文書である「計画策定等における地方分権改革の推進について～効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド～」に沿った検証を行い、**受援を受けるため（支援を行うため）には、被災自治体の意思決定が必要であり、そのためには、計画という手法が求められる（情報だけではなく、被災自治体における方針の確定が重要である）**ことなどを確認した。

## ■ 論点2：他の手法による意思表明の手段も認めるべき（自由度を認めるべき）

- 他の計画（地域防災計画等）との一体策定等、一定の自由度を認める。

## ■ 論点3：自治体の実情などを踏まえ丁寧に支援等をするべき

- 令和5年度末時点で86%の市町村が記載済であり、記載済自治体の中には小規模自治体も含まれていることを確認しつつも、現時点で未記載の自治体ではマンパワー不足や専門知識の不足により記載が進まない実態があることから、こうした**小規模自治体**に対しては、**各種支援施策を実施するとともに、本措置と同時に制度措置予定の専門支援機能・機関により支援をしていく。**